

收賃金は當地方機械工の上位になつて居りますから會社現在の狀態として決して他より非難せらるゝ如き待遇をして居らぬと思ひます然し當會社は之を以て満足するものにあらず常に諸君の收入増加と幸福増進の方法を講究して居ります。

解雇手當については内規もあつて相當の手當を支給して居ります之は世間普通のものに對して敢て不十分とは考へられませぬ過日解雇せる者に支給せる手當に依つても略推知することが出来ると思ひます。

當會社共濟規定は救濟事項中最も疾病及死亡給與に重きを置きたるが爲め其支出は此項目に於て一番多額を占めて居ります此點は他會社の規定に優ることも劣つて居らぬと信じます而して會員の出金額が割合に少きに拘らず今日迄規定通り支給することを得ましたのは畢竟會社よりの補給金と永年間に亘り繰越せる資金の利子收入あるが爲めであります諸君は共濟會毎期の決算報告(別表の通り)で御承知の通り現在以上に給與額を増加するのは到底困難であります尤も以前より考量中の點もありませんから十分調査の上追々改正する積りであります。

過般解雇せられたる者は前述の通り工場の秩序を紊し工事の進捗を阻害する行動あるを以て實は社則違反に依り解雇處分にすべき處殊更會社の都合に依る解雇とし應分の手當を支給することにしましたのは事を穩便ならしめんが爲めの微意に出たのであります夫れ故今更復職等は斷じて承認出来ませぬ。

以上述べたる通り當面の急務で罷工してまで要求すべき問題もなきに拘らず徒に平地に波瀾を起したのはお互の爲めに遺憾の至りであります諸君の中には罷工を繼續すれば會社は困つて自分等の要求を容れると考へ居る人々もあるか知れませぬが會社は困つたからとて自信の無き事には斷じて同意は出来ませぬ又今回の事件にて諸君の失ふ處多きと共に會社の損害は實に莫大であるのみならず御得意先にも容易ならぬ迷惑を掛けて居りますをうして結局誰も利益を得る人はありません實に國家の一大損失であると思ひます紛擾の永引く程お互の損失は非常なものであつて其結果會社は勿論牽いて就業者一同の迷惑に歸する次第であります諸君は先づ會社を安定せしめ同時に自己の安定を計ることが急務であると思ひます就ては諸君は自ら省みて自己の責任を考へ他の煽動や脅迫を排し自由意思を以て良心の命する所に従ひ速に復業し従前通り會社と協力して眞面目に仕事に勉められんことを切に希望する次第であります。

大正十二年三月二十九日

株式會社新潟鐵工所

蒲田工場